

平成30年12月5日開催

第18回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、こんにちは。第18回農業委員会総会開催させていただきたいと存じます。

まず、開会に先立ちまして、ご挨拶を今井会長のほうから頂戴しますのでよろしくお願ひいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今日も暖かいのですけれども、昨日は、特に暖かくて夏のような気温になったところもあるようでございます。今日の午前中、私も、局長、また農政部長とともに、木部のJAトマト選果場の稼働式ということで、そちらのほうへ行ってきました。昨年呼ばれたときは、非常に寒かったのですけれども。倉庫みたいなところでやっているのですよね、暖房もなくて。それが、今までこんな暖かい稼働式というのは初めてなのではないかななんて思うぐらい暖かかったのですけれども、やっぱり陽気が暖かいせいか稼働する時期、去年は15日だったかと思ひます。

だから、それだけ陽気が進んでいるということで、トマトのほうもできたということで、始まったわけのですけれども。市場関係者も何名か来ていましたけれども、ここへ来て温度が高いので野菜等の価格が下がっていると、非常に苦慮されているということで、大根だとか、あの辺ブロッコリーですか、一時、えらい安くて、いまだに大根も安くて出荷を控えているとか、そんな話も聞いているわけです。こういう農産物を生産する中で、こういう陽気に左右されると本当に困るので、同じ苦勞しても苦勞が報われるときと、また安値ということで、経費も出ないと、つらいよねと。そういうことで、いろいろ大変ですけれども、皆さんも、そのような経験をされていると思ひます。

今日は、農業委員会総会ということで皆様にご審議をいただくわけでございます。先日の、2日前ですか、事前協議を行いました。それを参考に審議をしていただきたいと思います。時間もちょっと長くなると思ひますので、途中で休憩も交えながらいきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから第18回農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行につきましては、今井会長のほうからよろしくお願ひします。

○会長 それでは、ただいまから第18回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日の欠席委員は、議席番号11番の高田正巳委員、並びに25番の福田敬一委員、2名が欠席とのことでございます。本日の出席委員は、全員25名のところ2名欠席ということで23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、今回の総会におきまして、議事録署名委員、議席番号7番、寺崎正親委員、並びに19番、石井多加志委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局、千葉主事を任命いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事進行に移らせていただきます。

まず初めに、議事に入る前に、ご発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。また、携帯電話は鳴らないようお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

では、まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、平成29年11月22日許可、高農委指令第1451号でございました。契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、取り消しの理由につきましては、金銭的な事情により土地の一部を購入できなかったためとのこととございました。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆様より質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー6については、事前調査案件でございます。

まず初めに、ナンバー1からナンバー3については関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。また、関連案件といたしまして、次の2番と3番を関連案件とさせていただきます。

2番 契約内容は使用貸借でございます。申請の理由は、前の1番と同様のため省略させていただきます。また、申請地の面積126.50平米につきましては、本申請地でございます複数あるハウスのうちの1棟の面積でございます。

3番 契約の内容以降は、前の2番と同様のため省略させていただきます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1から3の審議資料をご覧ください。

まず、1の就農動機につきまして、農業系の高校で園芸について3年間学び、野菜を生産する喜びに触れ、おいしい野菜をつくりたいとの思いから就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、土地や雨よけハウスをふやし、需要に応じて野菜をつくり、収益を上げる。農業者の組合を利用して販売につなげるとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、高校3年間及び大学で2年間農業を勉強した後に農業者の組合で2年間生産から出荷までの研修を受けたとのことでございます。

4の経営の概要につきましては、当初時は組合に所属する農家の方の指導を受けながら1人で農業経営を行いまして、状況に応じてパートさんの雇用も考えたいというふうに伺っております。また、農業従事日数につきましては、当初は年間300日を予定しておりますが、5年後には作業効率を上げまして、年間で250日の従事日数を目指すと伺っております。

当初の経営面積ですが、51アールの借地にて経営を開始いたしまして、5年後には85アールの農地で経営していく計画でございます。

1枚おめくりください。作付作物になりますが、コマツナ、ホウレンソウ、キュウリを当初は考えておまして、4年目からは所属する農業者の組合の方に教わりながらミニトマトにもチャレンジしていきたいとのことでございます。また、出荷計画につきましては、所属する農業者組合を通して、群馬県内と神奈川県のスーパ―を中心に出荷予定と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初はコマツナ、ホウレンソウ、キュウリを販売いたしまして、およそ200万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後につきましては、借地面積をふやしまして、ミニトマトも含めた販売で514万円の粗収益を目指すと伺っております。

1枚おめくりください。当初運転資金といたしましては、自己資金及び日本政策金融公庫より借り入れて経営を開始する計画でございまして、こちらには記載がございませんが、県の青年等就農計画の認定を受けまして、新規就農の補助金も受ける計画でございます。また、1年目につきましては、現在指導を受けている農業者組合の農業機械を借りて作物栽培を行うと聞いております。

1枚おめくりください。最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までにご覧ください。

なお、こちらのナンバー1から3につきましては、別添農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、今回の調査報告は、第1班でございますので、調査班長の津久井一義委員から報告をお願いいたします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2、3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 計画では、平成32年からハウスを建てる予定とありますが、予定しているハウス1棟の面積はどのくらいですか。

回答 間口が5.4メートル、長さ30メートルのハウスを予定しています。

質問2 リースでハウスを建てるようですが、返済計画について教えてください。

回答 農協の補助金を受ける予定です。予定しているハウスを1棟当たり約15万円の補助になります。リースは7年間で返済する契約で、1年当たりの返済額は約5万円になります。

質問3 コマツナの1日の出荷量はどれくらい予定していますか。

回答 契約栽培になりますので、1日に100束を出荷する予定です。1人で農業経営を行うので、多くても200束ぐらいになると思います。

質問4 春から夏にかけては、コマツナに加えキュウリの出荷も予定しているようですが、人手は間に合いますか。

回答 指導いただいている農家の方から、夏場は葉物がつくりづらいと聞いています。その時期は、葉物の栽培は積極的にはせず、朝晩のキュウリの出荷に専念したいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

これは、有機栽培だね。これは、限りなく農薬を減らしてやる栽培だっけ。

○事務局 そうです。はい。

○会長 皆さんのほうから何か。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして、ナンバー4からナンバー6についても関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー4からナンバー6の説明をお願いします。

○事務局

4番から6番につきましては、同じ譲受人による新規就農の案件でございますので、3件関連案件とさせていただきます、一括してご説明申し上げます。

4番 契約内容は使用貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、譲受人の申請理由は前の4番と同様でございます。

6番 契約内容は賃貸借、譲受人の申請理由は前の4番、5番と同様でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー4から6審議資料をご覧ください。

まず、審議資料の説明に入る前に、審議資料の訂正をお願いいたします。まず1つ目の訂正につきましては、営農計画書1枚目の4番のうち目標時の申請人とそのお父様の年齢になりまして、申請人本人の年齢を39歳から44歳に訂正をお願いいたします。続きまして、その下段に記されております申請人のお父様の年齢を64歳から69歳に訂正をお願いいたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、営農計画書の2枚目、一番下の箇所になりますが、経営費及び所得の欄になりまして、目標時の粗収益が550万円と記載されているところをプラス20万円していただきまして、570万円に訂正をお願いいたします。

続きまして、その訂正いただいた箇所から2つ右にずれていただきまして、目標時の農業所得につきましても、プラス20万円していただきまして345万600円に訂正をお願いいたします。

大変お手数をおかけして申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、改めまして営農計画書の1枚目をご覧くださいければと思います。本案件につきましては、露地野菜の栽培による新規就農の案件でございます。

まず、就農の動機につきましては、申請者は茨城県の農家さんのもとの3年間働いた後、榛東村の会社で農業系のアルバイトを2年間された経験をお持ちでございまして、前々から農家として独立したいと思っていたところ、アルバイトをしていた会社が農業系の事業から撤退することになってしまったため、それを機に就農を決意したとのことでございます。

次に、将来の農業経営の構想につきましては、安心安全な野菜をたくさんの方へお届けできるように少しずつ生産量をふやしてJAや直売所、飲食店など複数の出荷先を確保していきたいとのことでございます。

職歴及び農業経験につきましては、前にご説明した内容と重なる部分もございまして、茨城の農家さんのもとの3年間、その後、榛東村の会社で2年間の農作業経験があると伺っております。なお、現在は、箕郷地域の農家さんのもとの研修中とのことございまして、来年度には農林大学校

にてトラクターの免許を取得する予定とのこととでございます。

なお、旧高崎市内にお住まいの方が就農先として箕郷地域を選定した経緯につきましては、榛東村の会社で働いていた際に、榛東村から近い箕郷地域の農家さんや箕郷地域のJAの職員と交流があり、その縁から現在箕郷地域の農家さんのもとの研修を受けていることから、箕郷地域を選択したとのこととでございます。なお、将来的には現在の実家暮らしから箕郷地域に引っ越したいという希望もあると伺っております。

続きまして、農業経営の概要につきましては、目標年次を5年後と設定しております。農業従事者につきましては、当初時は申請者本人が1名で行うと記載されておりますが、実際は研修先の農家さんとお互いに農作業を協力しながら作業していく計画であるとのこととでございます。

次に、目標時の5年後につきましては、現在お勤めに出られている申請人のお父様が退職なさる予定とのこととございまして、収穫作業等を中心に手伝っていただくとのこととでございます。また、目標時までには農繁期に1名のアルバイトを雇い入れる体制を整えたいとも伺っております。

続きまして、経営土地面積につきましては、当初時面積は今回の申請分の41アールでございます。目標面積につきましては80アールと設定されております。

1枚おめくりください。次に、作物構成につきましては、ナス、ブロッコリー、チヂミハウレンソウ、ネギを予定しているとのこととでございます。

作付計画につきましては、記載のとおりでございます。

出荷計画につきましては、当初はJAに出荷し、目標時までにはJAのほかに直売所や飲食店などにも販路を拡大したいとのこととでございます。なお、既にJAの正組合員になられているとのこととでございます。

次に、経営試算につきましては、別紙に記載されておまして、こちらの審議資料のつづりの中で4枚目と5枚目に詳細が記されておまして、当初時は粗収益は166万円で経費が90万8,600円となり、農業所得を75万1,400円と見込んでおまして、目標時は粗収益が570万円で経費が224万9,400円となり、農業所得を345万600円を見込んでいるとのこととでございます。

審議資料を1枚おめくりください。3枚目になりますが、資金計画につきましては、運転資金が自己資金30万円、借入金予定額も30万円となっております。借り入れ先につきましては、JAバンクで担保はないとのこととでございます。生活費につきましては、自己資金額で50万円とのこととでございます。また、現在、認定新規就農者の認定手続中とございまして、認定が受けられましたら、農業次世代人材投資事業資金という補助金の受給申請をする予定であると伺っておりまして、記載の金額以外に各種補助金を活用しながら農業経営を行っていくと伺っております。

次に、経営開始時の資本装備につきましては、管理機と軽トラを自己資金にて購入する予定とございまして、低価格で程度のよいものを中古で探しているとのこととございまして、構造、型式につきましては、未定なため空欄となっております。なお、当面は、研修先の箕郷の農家さんから農

機具をお借りしながら作業していくと伺っております。目標年までにはネギの皮むき機とトラクターをいずれも自己資金にて導入したいとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、次からの4枚目と5枚目が先ほどの経営試算の詳細になっております。こちらの作成に当たりましては、地元のJAの担当者及び県の西部農業事務所の担当者に監修いただいた上で作成したと伺っております。参考にご覧いただければと思います。

なお、こちらのナンバー4から6の3件の申請につきましては、別紙で配付させていただいております農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー4、5、6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 作付計画の野菜のうちブロッコリーについては秋冬のみの計画となっておりますが、その土地は次の秋まで何も作付しないのですか。年1作で土地をあけておくのはもったいないと思います。

回答 その土地での春夏の作付計画は今のところ予定していません。営農がある程度、軌道に乗ってきたら人手を確保しつつ、何かよい野菜があれば考えていきたいと思えます。

質問2 ネギの作付面積の目標時が40アールとなっておりますが、作業は機械を使う予定ですか。

回答 当初は、研修先の農家さんが機械を持っているので、当面は借りる予定です。将来的には購入したいと考えています。

質問3 出荷先はJAと伺っていますが、何かツテがあるのですか。また、どちらのJAですか。

回答 以前に勤めていた会社で農業をしていた際、JAの方と知り合いになり、その方から紹介いただき、正組合員になっています。JAは、はぐくみです。

質問4 トラクターの免許を取得予定とありますが、大型を取得するのですか。最近トラクターの事故がふえているので気をつけてください。

回答 大型の免許を取得したいと考えています。先日、農林大学校の女性限定の機械講習会に参加し、31馬力のトラクターに乗ってきました。免許取得後は、研修先の農家さんの大型トラクターを借りて徐々に慣らしていきたいと思えます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

ちょっと、これは聞き逃したかもしれないけれども、申請人今の住所は旧高崎地域の実家だよね。

○事務局 はい。

○会長 そうすると、申請地が箕郷地域なのだけれども、実家から通うのですか。

○事務局 現在の住所地から車で40分ぐらい通作にはかかってしまうということですので、不可能ではないのですけれども、やはり効率的な農作業を考えると少し離れているという印象を本人もお持ちです。経営が安定しましたら、実家暮らしからご自分で借家等して箕郷地域に居住したいという希望をお持ちであると伺っております。

以上でございます。

○会長 わかりました。

皆さんのほうから何か質疑ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番ですが、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。7番の申請の理由欄、一時転用の設定期間を、平成34年1月21日までを平成32年1月21日に訂正をお願いいたします。

こちら、先日の南部の事前協議におきまして、現地は昨年作物転換をしたばかりのため、今回は3年更新ではなく1年更新で、また来年の営農状況を見まして、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきまして、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、今回期間を変更させていただくことになりました。

それでは、説明に入らせていただきます。

7番 地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成31年1月22日から平成32年1月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書15ページ、議案第4号ナンバー1が関連案件となっております。本案件につきましては、営農型太陽光発電の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

8番 契約内容は使用貸借、障がい者のリハビリ及び自立支援を図るための作業農地として申請

地を借り受けたいという申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、法人経営に移行したく申請地を法人で借り受けたいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

11番でございますが、11番は続く12番、13番と同一の譲受人による申請でございますので、3件を関連案件とさせていただき、一括してご説明させていただきます。

11番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、申請の理由につきましては、前の11番と同様でございます。

13番 契約内容は使用貸借、申請理由は前の11番、12番と同様でございます。

14番 契約内容は贈与、申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、譲受人の貸付地13アールとございますけれども、こちら地元の農業法人に期間借地しているものでございまして、そちらの法人が今後も継続して耕作したいという意向があることから、こちらについてはやむを得ないものと思われまます。また、地目が原野とございますけれども、こちらは農地台帳に登載されている農地でございます。

18番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は贈与、経営農地に近い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は贈与、自宅近くの申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は貸貸借、運営している農業大学の農業実習を行う圃場として申請地を借り受けたいという申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては17件でございます。なお、ナ

ンバー20を除く16件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。ということで、20番が先ほど事務局の説明があったとおり、本人も不許可でいいということなので、そういうことでよろしいでしょうかね。

○全員 異議なし。

○会長 はい、わかりました。では、20番、不許可ということで、それ以外の案件について皆さんより質疑を受けます。

これとってないでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので設定期間が定められております。平成31年1月22日から平成34年1月21日までの3年間でございます。本案件は、フキとフキノトウの栽培による営農型発電の更新の案件でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目の表紙が位置図となっております。図面中央のやや上にある赤い丸印の中の塗り潰されている箇所が申請地でございます。群馬県立農林大学校から東に約1.2キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされているほうが北向きでございます。北を上向きにご覧いただきまして、図面の下のほうにある赤丸の中の塗り潰されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、住宅や事務所、太陽光発電設備設置用地等の非農地が散在してはおりますが、農振農用地の青地の

農地の広がりも見られるような状況でございます。また、本申請地も青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面中央の筆が申請地でございます。1筆の農地のうち北側の2,694.17平米を使用する計画でございます。ちなみに南側の残りの部分につきましては、今回の申請と同じ申請人が平成29年3月に別の営農型発電の許可をとり、現在はウドの栽培を行っております。申請地に隣接する土地につきましては、東西は公衆用道路に接しており、北側が畑に接しております。南側につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、ウドの栽培による営農型発電を行っている畑に接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請でございますので、現地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。

もう一枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。最低地上高は3メートル、最高地上高は4.2メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルでございます。

1枚おめくりください。6枚目からが営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下でフキとフキノトウを栽培する計画でございます。営農型発電設備の下部の農地面積につきましては2,694.17平米でございます。作付予定の作物は、3年前の当初計画と同様でフキとフキノトウでございます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間につきましては、2月と4月に収穫、8月に追肥を行いまして、年間通して随時除草作業を行う3年間の計画でございます。利用する農業機械は、トラクターとマメトラでございます。

農作業に従事する者の農作業経験等の状況につきましては、農作業歴45年、作付するフキとフキノトウの経験は9年でございます。

1枚おめくりください。次に、生育に適した日照量の確保につきましては、フキは耐寒性、耐陰性に強く耐熱性に弱いため、直射日光の当たる場所や土が乾燥する場所を嫌い、湿潤な場所で生育するので太陽光パネル下は適しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高3メートル、最高地上高4.2メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上で、通常必要となる空間の確保については、十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たりで1,270キログラムとなることに對し、単収見込みを1,100キログラムと見込んでおりまして、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠につきましては、関東農政局統計年報とのことでございます。なお、今年度の実績としますと10アール当たり1,400キログラムほどの収穫があったとのことでございます。

1枚おめくりください。最後のページが現地の写真となっております。先日、現地調査を行い写真と変わらない状況であることを確認させていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告第1班班長、津久井一義。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と代理人の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認してきましたが、今生えているフキは収穫後に一度枯れたものを刈り取り、その後に出てきたものですか。

回答 はい、そうです。7月から8月ごろに一度刈り取った後に生えてきたものです。ここ数日、霜がおりたのでフキが少し黒くなり始めている状況です。

質問2 フキが密集して生育していますが、収穫の際はどのように作業しているのですか。

回答 フキを踏み分けながら作業しています。一度に全面を刈り取ることはせず、適当なサイズに成長したものから順に手作業で収穫しています。

質問3 フキノトウの収穫もしているのですか。

回答 フキノトウの収穫も行っています。フキノトウは収穫期間が短いため、タイミングが重要だと感じています。

質問4 出荷先はどちらですか。

回答 出荷先は、農協系列の直売所が3カ所、その他の直売所が3カ所になります。

質問5 売れ行きはどうですか。

回答 来客の多い土日を中心に売れています。

質問6 除草作業はどのようにされていますか。

回答 手作業です。年に三、四回の除草作業を行うと現在のような状況が保てます。1回に軽トラで4から6台分ぐらいの雑草がとれます。

質問7 除草した雑草はどのように処分しているのですか。高浜クリーンセンターなどに持ち込んでいるのですか。

回答 所有する別の畑に運び、発酵させて緑肥にしています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

写真のこれは左の部分に柵があるけれども、隣の土地は所有者が違うのですか。隣も、営農型の太陽光発電をやっているのですか。

○事務局 隣地につきましては、ほかの方が営農型太陽光をやっておりまして、境界を示すような形

で単管パイプを組んだ柵が設置されております。

○会長 はい、わかりました。

皆さんのほうから何かご質疑ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 ありませんか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー1について異議がなければ許可相当とすることといたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成31年1月22日から平成34年1月21日までの3年間でございます。本案件は、フキの栽培による営農型太陽光の更新の案件でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目が位置図でございます。図面中央のやや上にある赤い丸印の中心の箇所が申請地でございます。群馬県立農林大学から東に約400メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の赤く縁取られて黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、案内図をご覧ください。とおおり、住宅等が比較的多い地域でございますが、建物が建っていない土地の多くは青地の農地でございます。農地と宅地が混在しているような状況でございます。なお、本申請地は青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面中央の黄色に着色されております筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が田、西が公道、東は用悪水路に接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。太陽光パネル378枚、架台支柱96本、支柱部分の面積0.5平米となっております。また、周囲は北側がコンクリートの塀になっており、そのほかはフェンスで囲まれております。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。図面を横に見ていただきまして、パネルの最低地上高が2.5メートル、最高地上高が3.5メートル、支柱と支柱の間隔につきましては、約2.6メートルとなっております。

1枚おめくりください。6枚目からが営農計画書でございます。先ほどご説明いたしました太陽光パネルの下でフキを栽培する計画でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要につきましては、パネル下部の面積は505平米となっております。営農型発電設備を計画してい

る農地の営農計画につきましては、3年前の当初計画と同様、フキを栽培するとのことでございます。

1枚おめくりください。続きまして、営農に必要な農作業の期間につきましては、5月に収穫、追肥は適宜行いまして、年間を通して除草作業を随時行う3年間の計画でございます。利用する農業機械は、消毒機でございます。また、トラクターは記載された上で削除されておりますが、現地を見ますとフキが根づいており、トラクターにつきましては現状使用しないため削除したとのことでございます。

次に、農作業に従事する者の農作業経験等の状況につきましては、農作業歴50年、作付予定のフキの農作業歴は20年となっております。

1枚おめくりください。次に、営農への影響の見込みとして生産に適した日照量の確保につきましては、フキは半陰性のため農地上部に設置される発電装置が育成に適した日陰をつくるので、支障となることはないとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.5メートル、最高地上高3.5メートル、間隔は南北方向が2.6メートル、東西方向が2.8メートルとなっております。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、関東農政局統計年報の資料より、地域の平均的な単収10アール当たり1,270キログラムに対し、単収見込みが1,016キログラムとなり、収穫は地域の平均的な単収の8割を超える見込みとなっております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現在の現地の写真となっております。先日、現地調査を行いました。写真と同様の状況となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第4条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と申請人の息子、代理人の計3名の出席でした。

質問1 現地ではフキがよい状態で管理されていることを確認しました。あの状態を保つには除草作業など申請人1人では大変だと思いますが、協力する方はいるのですか。

回答 息子が手伝ってくれています。除草剤を使わず、手作業で頑張っています。

質問2 フキの状態が現在のように安定するまでには、どのくらいの期間がかかりましたか。

回答 作付してから1年目は根づかせるまでが大変でした。フキの生育が安定してきたのは、今年の春あたりからで、フキノトウの収穫も多かったと思います。

質問3 出荷先はどちらですか。また、売り上げも伸びたのではないですか。

回答 出荷先は直売所です。売り上げも20万円強と、思っていた以上になりました。

質問4 フキの作付経験が20年とありますが、以前から栽培していたのですか。

回答 栗の木の下で栽培していた程度です。自家消費用でしたが、年数としては長くつくっています。

質問5 フキの植えかえの予定はあるのですか。また、根が詰まるなどして生育に支障が出るようなことはないですか。

回答 今のところ、植えかえは必要ないと考えています。作付しているミズフキは葉も大きく、根詰まりもしていないと思います。生育の状態を見ながら植えかえの必要性があれば行いたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんのほうから質疑等をお受けいたします。

写真を見るときれいに、今までフキをやっている中で、一番これは手が入ってよくやっていますよね、きれいに。

許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

3番 自宅の駐車場が不足しているため申請地を使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

5番 申請地を貸露天駐車場として整備し近隣の方に貸したいという貸露天駐車場の申請でございます。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地131平米と一体利用の計画でございます。

7番 申請地を所有農地への進入路として整備したいという通路用地の申請でございます。

8番 アパートとして入居の需要が見込まれる申請地に長屋建て住宅を建築したいという長屋建て住宅の申請でございます。

9番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 貸駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是

正したいという貸露天駐車場の申請でございまして、宅地199.71平米と一体利用の計画でござい
ます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請の一括案件は8件でございます。ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

○会長 事務局の説明がございました。ナンバー3からナンバー10です。これより審議に入ります。

皆さんよりご質疑をお受けいたします。

異議がなければ許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、
もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審
議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番についてですが、こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただきました
とおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を平成
34年1月21日のところを平成32年1月21日に訂正をお願いいたします。

1番 契約の内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を
立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございま
すので設定期間が定められております。平成31年1月22日から平成32年1月21日までの1年間でござ
います。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請で
ある議案書6ページ、議案第2号ナンバー7が関連案件となっております。譲受人についてご説明
させていただきます。

譲受人は、太陽光発電システム事業、農業経営を行う法人でございまして、市内では本申請地
のみとなりますが、前橋市でも同様の営農型の太陽光発電事業を行っておりまして、そちらも合わせ
ますと約5反の経営農地がございまして、本申請地につきましても、今回が初めての更新申請とな
りますが、申請当初はタマリユウを栽培しておりまして、そちらの生育状況が芳しくなかったことか
ら、昨年、栽培作物をタマリユウからキウイフルーツに変更いたしました。また、前橋市でも当初
タマリユウを栽培しておりましたが、こちらも同様に生育状況が芳しくないことから今回の更新に
合わせまして、栽培作物をタマリユウからアシタバに変更する予定と伺っております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面を横にしてご覧いただきたいと思っております。図面中央でございます上のほうの赤い丸で囲まれた箇所が今回の申請地となっております、高崎市立北部小学校から南に約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図となっております。図面中央の赤色で着色されている箇所が今回の申請地でございます。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては、農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しとなっております。印がついておらず申しわけございませんが、図面中央の畑1筆が今回の申請地となっております。そちらに隣接する土地につきましては、北と西が公衆用道路、東が宅地、南が畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を左にしてご覧いただければと思っております。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.31平米が今回の一時転用の対象でございます、計画発電量は47キロワットでございます。また、太陽光パネルの下の農地には本図面のとおりキウイフルーツの苗木が27本植えられております。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの平面図、6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.5メートルでこのタイプの太陽光パネルが約5.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書となっております。下部の農地で栽培する作物につきましては、先ほどご説明したとおり、キウイフルーツでございます。

次のページをご覧ください。年間の営農計画でございます。記載にございますとおり、4月の芽かきから始まりまして、人工授粉、追肥、摘果等を行いまして、11月に収穫を行う予定となっております。2年目以降につきましても同様に行う予定です。

次の利用する農業機械につきましては、記載のとおりでして、草刈り機以外を所有しております。本申請人の農業経験につきましては3年、そのうち本申請地に作付しておりますキウイフルーツにつきましては2年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、キウイフルーツは生育日照時間が3から4時間の確保で生育するため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案いたしましても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が2.5メートル、最高地上高が3.5メートル、間隔も5.5メートルあることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の平均的な単収といたしましては記載のとおりでございます、こちらは農林水産省の統計資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりください。少し見づらくなっておりますが、こちら現地の写真となっております。写真につきましては、今年の10月に撮影とのことでございます。また、こちらの写真が少し見づらくなっておりますので、先日事前協議の際にA4横の写真を現地の写真としてお配りさせていただいております。そちら参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 それでは、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と担当者、計2名の出席でした。

質問1 タマリユウの生育が芳しくなかったため、昨年12月に作物をタマリユウからキウイフルーツに変更したということですが、タマリユウがうまく育たなかった理由は何ですか。

回答 水の確保ができなかったことと、土がタマリユウに適さず、うまく定着しなかったためだと考えています。

質問2 水の確保の計画を立てずに営農を考えていたのですか。また、土がタマリユウに適さなかったとのことですが、申請地にじかに植えていたのですか。

回答 水については、井戸を掘ることや水道を引くことを検討していましたが、最終的には作物を変更することに至りました。タマリユウはポットで栽培していました。

質問3 全体の土地に対し、キウイフルーツが植えられているスペースにかなり余裕があります。農地を有効に活用するために、ほかの作物を栽培する計画はありますか。

回答 農業を始めてまだ3年で知識も浅く、すぐにほかの作物を栽培する予定はありません。今栽培しているキウイフルーツがうまくいけば、将来的にはほかの作物にもチャレンジしたいと考えています。

質問4 今の棚の高さだと、今後キウイフルーツが成長していくと作業がしづらくなると思いますが、もう少し高さを上げたほうがよいのではないですか。

回答 申請地は、北から南にかけて少し傾斜があるので、それに合わせて北側を高く、南側を少し低くして棚を設置しています。アドバイスを受けて、今後高さも調整していきたいと思っております。

質問5 出荷先はどちらを予定していますか。

回答 関東でスーパーを経営している法人に出荷する予定になっています。

質問6 今回のキウイフルーツを枯らしてしまうと、また一からやり直しとなってしまいます。収量を確保できるようきちんと管理して行ってください。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんよりご質疑をお受けいたします。

どうぞ。

○20番乾委員 20番、乾です。このキウイフルーツの棚は、鉄線が細かく入っているのですか。これは、写真だとちょっと鉄線が細かく入っているかどうか全くわからないのですけれども。

○会長 この写真ではよくわからないと。

では、ちょっと事務局、お願いします。ちょっとこの写真では棚がよく見えないのですね。

○事務局 なので、事前協議の際にお配りしたA4横の写真をご覧いただければと思います。

○20番乾委員 この太いが入っているけれども、鉄線の。鉄線だと太さは、うちのほうで入っているのは30センチから40センチぐらい間隔に細かい鉄線が入るのが普通かと思うのですけれども、これだと全く細かい鉄線というのはちょっとわからないから。

○会長 写っていないのだよ。

お願いします。

○事務局 先日お配りしたA4横の写真にも、これまでちょっと事務局のほうで、植えた直後の写真になりまして、実際は調査班の班の方は見ていただいたのですが、先ほどの個別の審議資料のほうを見ていただきまして、平面図の次の立面図とありますが、女性のイラストの身長ぐらいのところに今支柱があるのですけれども、そちらに横に鉄の線を、バーを設けまして、そこに、枝をはわしつつあるところがございます。現在、このA4の写真よりか伸びていまして、そちらの伸びたツタがやっと支柱の1.7メートルの横の支柱に届くかなというところが今現在の状態でございます。

以上でございます。

○会長 この1メートル70センチメートルという人が立っているような、そういうあれですか。

○事務局 はい。そちらバーです。

○会長 それが棚だよな。

○事務局 はい。ここに今ある状態です。

○会長 これは、ちゃんと雄木と雌木が上がっているの。何ていう品種なんだ。

○事務局 品種はヘイワードという品種でして、土地利用計画図を見ていただくと、トムリ3本と書いてあるのが雄の木になるのです。

○会長 今までの経緯が経緯だからさ。タマリユウがうまくちゃんと管理していてだめだったのならあれだけれども、そこはあれだから。今回、そういうことで本人にも、こちらでも1年ということでもちょっと今後の経緯を見たいということで、本人も承諾してもらっているのですよね。

○事務局 はい。

○会長 そういうことで、では、1年で様子を見ながらやっというふうなということになっています。

事務局、お願いします。

○事務局 補足にはなりますが、先日の南部の事前協議の際に地元の推進委員さんがこちらの農地をよく見ている状況でしたのでお話を伺いまして、事務局もこちらの農地については事あるごとに確認には行っております。また、推進委員さんのほうもタマリユウの生育状況を確認いただいでいて、ちょっとそちらについては芳しくないという状況は把握してまして、今後は今写真のとおりキウイが植えてありますことから、営農をしていくという意思はあるということは確認はしておりますので、事務局としては1年で許可をいただきまして、今後、また来年そのキウイの成長を見ていただいで、次は3年間許可いただくようにアドバイスをしていきたいと思ひます。

また、先日、事前調査の際になのですが、防草シートを今敷いておりまして、こちらについてキウイの生育にも防草シートは余り芳しくないという一部意見もございましたので、そちらも申請人のほうには伝えまして、防草シートはなるべく張らないようにしておいて、農地として管理をしてくださいと事務局からもアドバイスをしてあります。また、キウイが植わっていないパネルの下部ではないところの農地につきましても、今防草シートが敷いてありますが、そちらも調査班の報告にあったとおり、農地として有効に活用してくださいと申請人にもお話ししてありますので。今年、ちょっとすぐ、すぐ防草シートを剥ぐという話は難しいかなと思ひのですが、1年間様子を見ていただいで、来年の更新の際にはそちらも含めまして3年間の許可をいただければなと事務局のほうでは考えてあります。

○会長 今、事務局の説明もございましたけれども、それを鑑みて皆さんに判断していただきたいと思ひます。

どうですか。よろしいでしょうか。そういうことで、1年ということで、様子見るということで、許可出すということで。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。あと、この後、一括審議ありますけれども、ちょっと件数が多いので、ここでちょっと休憩を入れます。

3時まで休憩を入れて、あと後半を行いますのでよろしくお願ひします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、みんなそろったようなので、これでまた再開いたします。

これからは、一括審議のほうへ移ります。

それでは、早速、事務局、説明をお願いします。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地39.46平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため会社から近い申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて住宅の庭として一体利用したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。宅地355.77平米、転用済みの畑195平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、車両置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、車両置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、妻の実家で生活しているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、車両置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、地目が山林とございますけれども、こちら農地台帳に登載されている農地でございます。

22番 契約内容は売買、妻の叔母宅で生活しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、墓参者用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという通路及び露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、携帯基地局建設に伴い隣接する申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用ですので、転用期間が定められております。平成30年12月25日から平成31年3月31日までの約3カ月間となっております。

27番 契約内容は贈与、申請地を祖母より譲り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、県及び市の道路拡幅工事に伴い所有する資材置き場が収用されるため申請地を買い受けて代替地として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、みさとつつじの郷の観光客用の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用ですので、転用期間が定められております。平成31年4月7日から平成31年5月12日までの約1カ月間となっております。

32番 契約内容は売買、市内北部地域での事業の効率化を図るため交通の便がよい申請地を買い受けて資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種

中高層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は売買、会社から近い申請地を買い受けて駐車場及び資材置き場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

35番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は売買、経営する飲食店の来客用の駐車場が不足しているため店舗に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、宅地102.32平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は賃貸借、会社から近い申請地を借り受けて資材置き場及び駐車場として使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、所有している貸店舗の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

39番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、従業員用の駐車場が不足しているため工場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、次のナンバー44の土地と一体で使用するため、次のナンバー44を関連案件とさせていただきます。

44番 契約内容は使用貸借、法人代表の土地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら前の43番を関連案件とさせていただきます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。宅地738.57平米と一体利用の計画でございます。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は賃貸借、現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため代替地として申

請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、畜産業を営んでおり畜舎に近い申請地を買い受けて堆肥舎として使用したいという堆肥舎の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用ですので転用期間が定められております。平成31年1月10日から平成33年1月9日までの2年間の計画でございます。

51番 契約内容は売買、鉄工所を営んでいるが資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては50件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

ナンバー2からナンバー51です。これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。この中でナンバー15が3,381平米ということで、これは3,000平米超ということなので、農業委員ネットワーク機構に意見聴取をするわけですが、それでは、まず初めに、この件に関して皆さんに聞きます。ナンバー15につきましては、許可相当として農業委員ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、またそのほかの案件について許可相当としてよいか皆様にお伺ひいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の二男でございまして、相続開始年月日は平成30年3月12日でございます。なお、11月15日に地元の農業委員である今井会長と現地調査を実施いたしまして、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械につきましても、問題ございませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

申請人は、主に桃を栽培していまして、この間、事務局の方と一緒に現地を確認いたしまして、きれいに耕作されております。ということで、とりあえず報告します。

適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 買入協議制度に係る高崎市長への要請について。

買入協議制度に係る所有権移転のあっせん申し出が農用地所有者から次のとおりあったので、高崎市長に対して農地保有合理化法人が買入協議を行う旨を農用地所有者に通知するよう要請することについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 買入協議制度に係る高崎市長への要請について。

所有権移転のあっせん申し出者は、棟高町にお住まいの方で、申し出の農地は棟高町、畑、1,979平米及び棟高町、田、1,516平米の2筆でございます。当該農地につきましては、農用地所有者が農業委員会に売買のあっせんを求めたものの不成立となったことを受けまして、改めて、今回、農業経営基盤強化促進法に基づいたあっせんを申し出するもので、合理化法人である群馬県農業公社と当該農地の買入れについて協議したいとするものでございます。なお、以前、農業委員会が行ったあっせんにつきましては、農業委員会等に関する法律に基づいて実施されたものでございます。

まず、買入協議制度についてご説明申し上げます。別紙でご用意いたしましたA3判の買入協議制度のパンフレットをご覧くださいと思います。1の「買入協議制度とは？」をご覧ください。農地の所有者から農地を売り渡したいというあっせん申し出があった場合、農業委員会は農用地等の利用の集積を図るため、合理化法人の買入れが特に必要であると認めるときは、この記載にあるように、農地の所有者と合理化法人で相談、協議をしてくださいという内容の通知を農用地所有者に行うよう市町村長に対して要請いたします。また、市町村長から合理化法人にも所有者と買入協議をする連絡がいくこととなります。その後、双方で農地の売買について協議を行い、協議が成立すれば、合理化法人は当該農用地を買入れ、優先的に認定農業者へ売り渡すこととなります。

以上が買入協議制度の概要となります。

ここで委員の皆さんにご審議いただく内容でございますが、当該農地が群馬県農業公社の買入れが特に必要であると認められるかどうか、そして、認められるときには高崎市長に対して合理化法人が買入協議を行うことについて農用地所有者に通知するよう要請してよいか、ご審議いただくものでございます。

改めて、当該農地についてご説明いたします。別紙でご用意いたしましたA4判横向きの買入協議対象地図をご覧ください。申し出農地は、青地の農地の中心に位置しております。もし耕作放棄地となれば、周辺農地へ影響があるだけでなく、将来、集積、集約を進める上で障害となってしまう可能性がございます。そうしたことを参考にしていただきご審議いただければと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

事務局の説明どおりに高崎市長に要請してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請の手続を進めさせていただきます。

続きまして、議案第7号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

農地利用最適化推進委員候補者の募集に伴い推薦または応募があった候補者に関して、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において評価を行うよう指示することについて、これより審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

現在、欠員となっております堤ヶ岡区域の農地利用最適化推進委員の補充につきましては、11月6日から12月4日まで候補者の募集を行いまして、1名の推薦がございました。それに伴いまして、農業委員会が高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、当該候補者を評価するよう指示してよいかが審議いただくものでございます。議案書の一番上ですが、評価委員会の案でございます。

1、日時、平成30年12月18日火曜日、午前10時30分。2、場所、高崎市役所14階第141会議室でございます。

また、評価委員会の委員構成でございますが、農業委員会会長、会長職務代理者、農政担当副市長、総務部長、農政部長、農林課長、そして各支所農政担当課長、農業委員会事務局長の合計13名でございます。農業委員会会長が評価委員会の会長を務め、会長職務代理者が副会長を務めます。

また、評価委員会が決定した評価の意見は、速やかに農業委員会に報告することとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けしたいと思えます。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、事務局の説明のとおり評価委員会において評価を行うよう指示してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、12月18日、評価委員会ということで進めさせていただきます。

続きまして、議案は終わりました、これより報告事項に移ります。

報告事項第1号から第4号まで、事務局、順次報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか6件、計7件の農地法第4条の規定による転用届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居、ほか28件、計29件の農地法第5条の規定による転用届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか9件、計10件の農地法第18条の規定による通知におきまして、書類審査し、適法であったため受理しております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番につきましては、こちらは10月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。開発指導課との協議が調わず、今まで許可書の交付を保留しておりましたが、平成30年10月22日に許可となっております。また、こちら3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取をしております、そちらにつきましても、問題ないということで回答をいただいております。

2番から先月総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が10件、5条が59件で、そのうちのナンバー12につきましては、こちら3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしと回答をいただいております。

そのほかの案件につきましても、他法令との調整が整いましたので、平成30年11月22日で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続きまして、その他ということで、何件かあるそうですが、事務局、その他ということで説明をお願いします。

○事務局 農林課です。よろしくをお願いいたします。私のほうから農振協議会の開催についてお話を

させていただきます。本日、封筒のほうでお配りさせていただきました農振協議会についてですが、今回10月に申し出がありました案件につきまして、協議会のほうは12月21日金曜日、午後1時半から、場所は前回と同様、保健センター2階の第1会議室で行いたいと思います。今回も、97件の議案ということで大変多くなっているのですけれども、よろしく願いいたします。また、もしご都合悪く欠席という場合は18日までにご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ただいま担当のほうから、今月の21日ですか、金曜日。前期より幾らか件数が少し少ないというだけだね。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 そういうことで委員の皆様には、よろしく願いいたします。

ほかに。局長のほうから。

○事務局長 ないです。

○会長 ない。そちら、いいですか、事務局。よろしいでしょうか。

○事務局 特にございません。

○会長 では、これで総会も次は年を越しまして1月7日、また総会の後に新年会ということで、できる限り皆様のご参加をよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第18回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時34分 閉会